

税金の納期限内納付 忘れていませんか？

国民の三大義務の一つである納税。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない福祉や教育の充実、社会の安全と秩序の維持等のために必要な財源です。



税金は、忘れずに納期限までに納付しましょう。

納期限内に納めないと延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、本税のほかに「延滞金」「督促手数料」を納めなくてはなりません。延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて加算されます。

これは、納期限内に適正に納付していただいている多くの方との公平性を考え設けられたものです。

延滞金の金額は、現在、納期限の翌日から最初の1か月間は2.9%、それ以降は9.2%の割合で計算します。(年利)

口座振替での納付が便利です

市税の納付は、納め忘れがない口座振替が便利です。
詳しくは税務課または市内金融機関にお問い合わせください。



滞納している方には差押等の滞納処分を実施しています

納期限を過ぎ、督促状発送後10日を経過した日までに完納しないときは「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。

文書や電話による再三の催告にもかかわらず納付されない場合には、財産調査のうえ動産(自動車等)・不動産・債権(預貯金・給与等)を差し押さえます。動産・不動産は、公売により換価し滞納税に充てます。

また、財産を発見するために自宅や事業所等の搜索(裁判所の令状は不要)を行う場合もあります。

これらの滞納処分は、事前の連絡や本人の同意なしに行われる強制的な処分です。

平成25年度滞納処分の状況 市が行った差押件数

差押財産	件数
預貯金	326件
不動産	57件
給与・報酬	32件
生命保険	107件
動産・その他	13件
合計	535件
搜索	3件
公売	4件

市の財政は市民の皆さんの貴重な税によって成り立っています。滞納処分（差押等）について、よくある質問についてお知らせします。



Q1 許可なく勝手に財産を調査することは、プライバシーの侵害ではないですか？

A1 滞納者に対する財産調査は、法律（国税徴収法・地方税法）により与えられた正当な権限です。税の公平性を確保するために行うものですので、プライバシーの侵害には抵触しません。



Q2 借金があり、税金が納付できません。

A2 税金は、安全で快適な暮らしを維持するため皆さんに公平に負担していただくもので、きわめて公益性が高いものです。個人的な借金を理由に税金を納付しないことは、納付されている方との公平性が損なわれるので認められません。



Q3 滞納して差押を受けてしまいました。どうすれば解除されますか？

A3 原則として、滞納税額、延滞金および督促手数料を完納しない限り差押解除にはなりません。



事情があって納付が困難な方は、そのままにせず、必ずご相談ください。けがや病気、失業、生活困窮などの事情で期限内に市税等を納めることが困難な場合は、ご連絡ください。

【問合せ・相談】税務課 納税等特別対策室（内線118・119）

笠間市消防団がポンプ操法大会で準優勝！

10月5日（日）、第65回茨城県消防ポンプ操法競技大会県央地区大会が茨城県立消防学校で開催され、笠間市の代表として4個分団が出場し好成績を収めました。

ポンプ車操法の部に第13分団、第27分団、第42分団、小型ポンプ操法の部に第10分団が出場し、長期に渡る訓練の成果をいかに発揮しました。

当日は、多くの関係者の応援を受け、ポンプ車操法の部に出場した第42分団が、見事準優勝を収めることができました。

◆ポンプ車操法の部

- 準優勝 第42分団（岩間地区）
- 第5位 第13分団（笠間地区）
- 敢闘賞 第27分団（友部地区）

◆小型ポンプ操法の部

- 敢闘賞 第10分団（笠間地区）

◆優秀選手賞

- | | | |
|-----|-------|-------|
| 1番員 | 第42分団 | 鈴木 政光 |
| 3番員 | 第27分団 | 宗像 裕樹 |

◆第42分団出場選手

- | | |
|------|-------|
| 指揮者： | 藤枝 功 |
| 1番員： | 鈴木 政光 |
| 2番員： | 佐藤 陸 |
| 3番員： | 館 典之 |
| 4番員： | 箱田 喜郎 |
| 補助員： | 羽持 英樹 |

第42分団の放水の様子▶



◀準優勝した第42分団の出場選手

○消防団の活動って？

消防団は災害現場での消火をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防衛などさまざまな現場で活躍しています。

また、災害時以外には火災の予防や住民に対する防火啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防防災のリーダーとして、重要な役割を果たしています。

【問合せ】消防本部総務課 Tel.0296-73-0119

◆主な活動内容

- 4月 分団長会議
- 5月 新入団員研修
- 6月 夏季訓練
- 7月 分団長研修
- 10月 ポンプ操法大会・笠間市防災訓練
- 11月 機械器具置場点検
- 12月 秋季訓練
- 1月 消防出初式

